

奈良県告示第二百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十九年十一月十四日

奈良県知事 荒井正吾

名称	指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	
	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所
名称	一般財団法人信貴山病院	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所
	生駒郡三郷町勢野北四一	又は居宅介護支援事業所
名称	グループホームはあとこの杜 田原本	居宅サービスの種類
	磯城郡田原本町大字小阪六四一三	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
名称	グループホームはあとこの杜 田原本	指定年月日
	生駒郡三郷町立野南二一九一三三	平成二十九年十一月一日
名称	グループホームはあとこの杜 田原本	指定年月日
	生駒郡三郷町勢野北四一	平成二十九年十一月一日
名称	グループホームはあとこの杜 田原本	指定年月日
	生駒郡三郷町勢野北四一	平成二十九年十一月一日